

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年4月30日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 業 務 名  
岡山県エコ製品・岡山エコ事業所パンフレット及びパネル作成業務
- (2) 契約期間  
契約締結の日から令和7年10月15日まで
- (3) 履行場所  
岡山県環境文化部循環型社会推進課の指定する場所
- (4) 委託金額(見積上限額)  
金2,799,500円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 事業内容等  
「岡山県エコ製品・岡山エコ事業所パンフレット及びパネル作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案実施公告日から契約の相手方が特定される日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が大分類「5企画・製作」小分類「1物品」及び「7デザイン企画」であり、格付け区分が「A」又は「B」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が「岡山県内」であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

除く。) でないこと。

### 3 契約条項を示す場所

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

岡山県環境文化部循環型社会推進課

電 話 (086) 226-7306

FAX (086) 224-2271

### 4 技術提案参加手続等

#### (1) 仕様書等の配布期間及び場所

① 配布期間 令和7年4月30日(水)から令和7年5月14日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、岡山県環境文化部循環型社会推進課ホームページからダウンロードできる。

(循環型社会推進課HP: <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/30/>)

#### (2) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出期間、場所、方法及び審査

① 提出期間 令和7年4月30日(水)から令和7年5月14日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 提出場所 上記3の場所に同じ。

③ 提出方法 持参又は郵便等(配達の記録が確認できる方法(一般書留、簡易書留等)による提出に限る。)

④ 審 査 技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

#### (3) 仕様書等に対する質問の受付

① 受付期間 令和7年4月30日(水)から令和7年5月12日(月)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

② 方 法 「仕様書等に対する質問・回答書(様式第2号)」をFAXすること。電話又は口頭による質問には応じない。

③ 宛 先 岡山県環境文化部循環型社会推進課  
FAX番号 (086) 224-2271

※FAX送信後は、必ず電話で宛先に届いていることを確認すること。

確認用電話番号 (086) 226-7306

④回答方法 本公告を掲載したウェブサイトには回答を掲載する。ただし、本技術提案に直接関係のないもの、セキュリティ上、明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

⑤そ の 他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 5 技術提案書の提出及び審査

技術提案参加者は、仕様書及び岡山県エコ製品・岡山エコ事業所パンフレット及びパネル作成業務技術提案書等作成要領により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年5月22日（木） 午後5時（必着）
- (2) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (3) 提出書類
  - ・技術提案書等の提出について（様式第3号） 1部
  - ・技術提案書（任意様式） 5部（正本1部、副本4部）
  - ・見積書（様式第4号） 5部（正本1部、副本4部）
  - ・業務実績報告書 5部（正本1部、副本4部）なお、応募点数は1社1点とする。
- (4) 提出方法 持参（郵便、FAXその他の方法による提出は認めない。）
- (5) 審査 技術提案書及び見積書に基づき、総合的に判断して契約の相手方を決定する。ただし、選定された技術提案については、委託契約締結にあたり、内容の一部を変更する場合がある。

## 6 契約の締結

- (1) 契約書の作成の要否 要
- (2) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
- (3) 技術提案に係る費用は、全て応募者負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので、留意すること。

## 7 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 審査経過については、公表しない。
- (3) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。